

街路樹簡易診断業務委託 仕様書

令和 8 年 7 月

逗子市 環境都市部 都市整備課

1 目的

簡易診断は、街路樹の外観から、樹木形状や活力の異常、樹体の構造的な欠陥を把握し、樹木健全度調査や植栽環境調査の必要性を評価するために実施するものである。

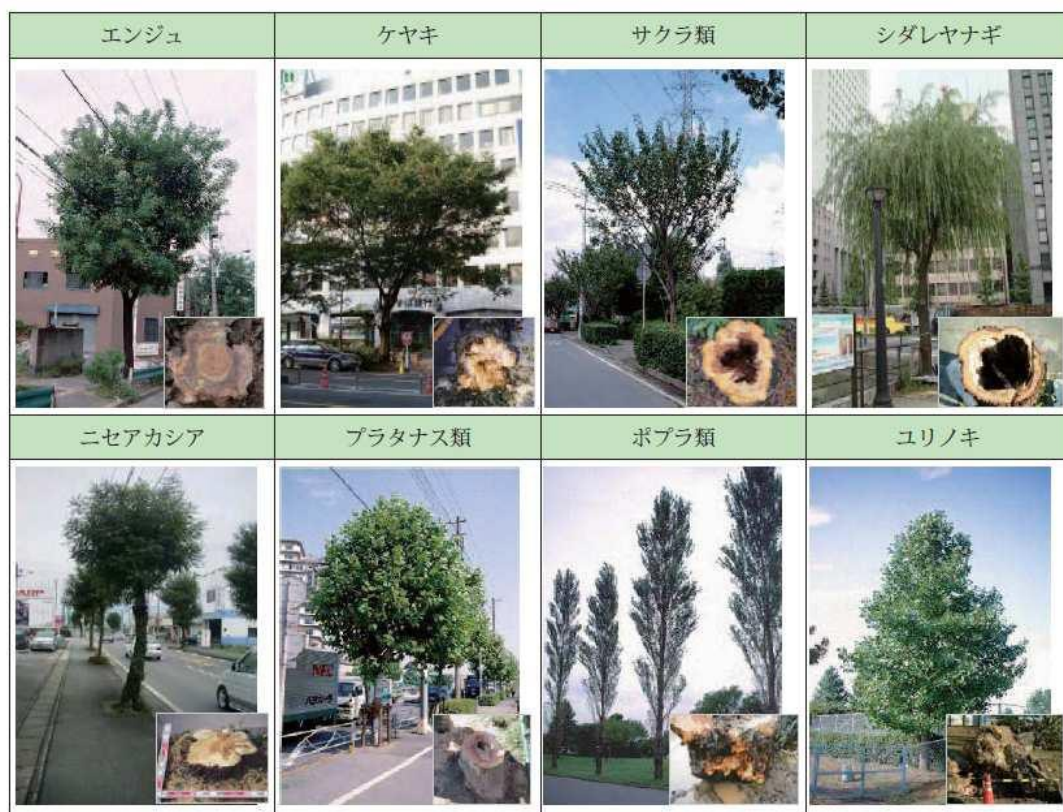
2 対象樹木本数及び施工箇所

(1) 対象樹木本数 822本

(2) 施工箇所 逗子市内一円

※詳細は別紙位置図及び委託内訳表参考

写真1に示した樹種は木材腐朽菌に侵されやすく、倒伏等が発生しやすいといわれているため、簡易診断の際には特に留意する必要がある。

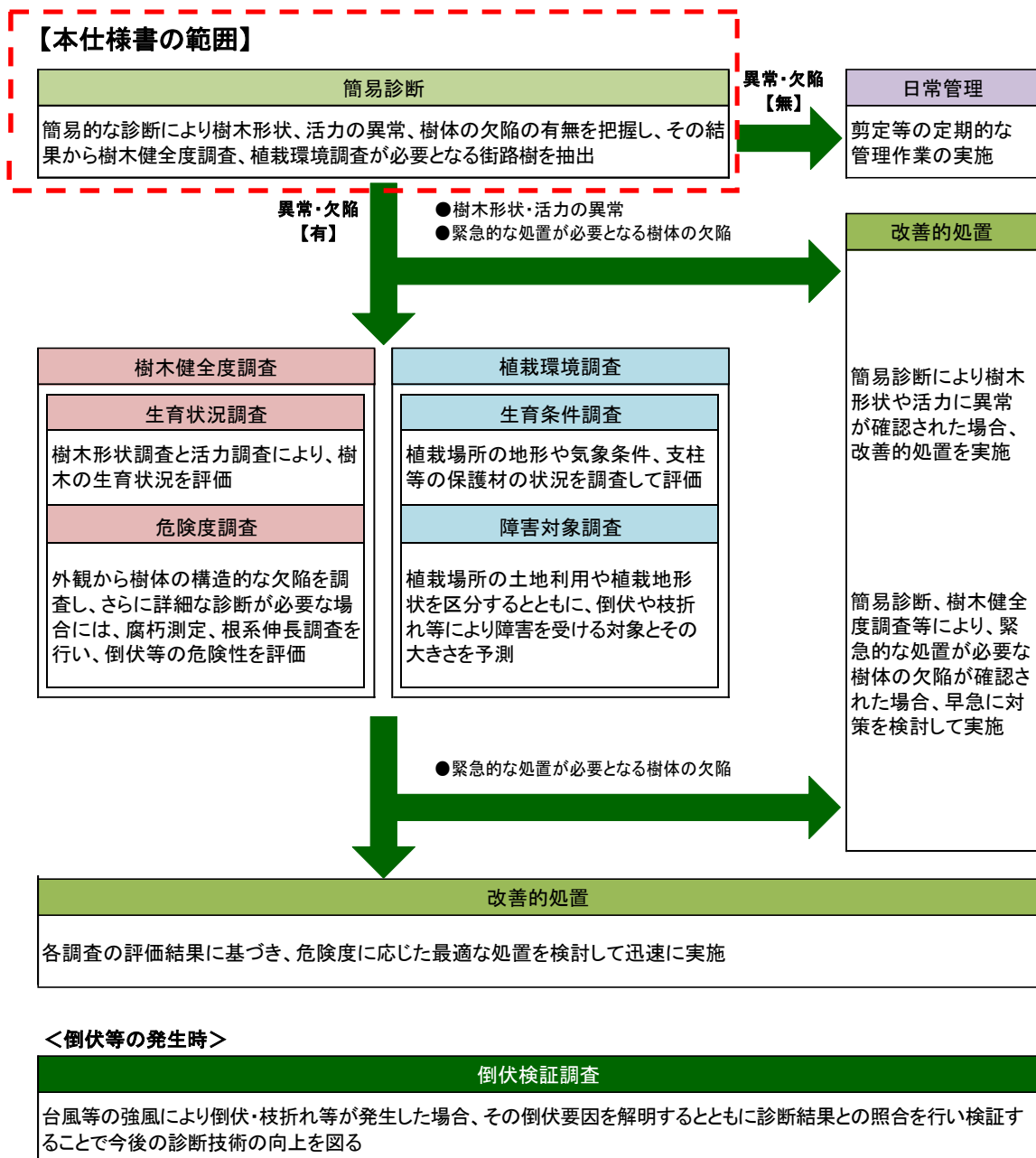


(「国総研資料第669号」より引用)

写真1 木材腐朽菌に侵されやすい樹種

3 街路樹簡易診断の流れ

街路樹簡易診断は、図1に示すとおり、この仕様書が扱う簡易診断の他、樹木健全度調査、植栽環境調査、改善的処置、倒伏検証調査で構成される。簡易診断により異常・欠陥を確認した場合には、樹木健全度調査や植栽環境調査を実施したうえで、改善的処置を検討・実施することを基本とする。ただし、簡易診断により、樹木形状や活力の異常や、緊急的な処置が必要となる樹体の欠陥が確認された場合には、早急に改善的処置を実施する。なお、台風等により倒伏や枝折れが発生した場合には、可能な範囲でその発生要因の検証調査を行う。



(「国総研資料第669号」より引用)

図1 街路樹簡易診断の流れ

4 調査技術者

簡易診断を実施する調査技術者には、樹木医（一般財団法人日本緑化センター認定）の資格を求めるものとする。

なお、簡易診断では樹木の欠陥等を外観から判断する必要があり、樹木の生理生態、道路における植栽基盤等の植栽環境の特徴、倒伏や枝折れ等の発生要因、道路交通特性、台風等の気象特性、危険緩和処置等にかかる様々な知識と十分な経験が求められる。

5 簡易診断の方法

簡易診断では、主として樹木形状、活力状況、樹体（地上部）の欠陥に着目するものとし、樹高計、巻尺、木槌、鋼棒、双眼鏡等を用い、適宜、カメラでの記録撮影やスケッチを行う。（写真2）

（1）樹木形状

樹高、幹周、枝張り、枝下高を測定するとともに、樹冠形状（自然樹形、自然相似樹形、人工樹形）、樹体の傾きについて確認する。

また、樹木形状が歪なものとなっている場合には、幹径と樹高の比率、枝径と枝長の比率を算出する。

（2）活力状況

樹勢、病虫害の有無について把握する。

（3）樹体（地上部）の欠陥

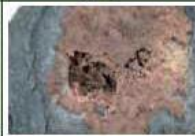
枝や幹、根株における空洞や腐朽、子実体の発生、亀裂、不完全な結合、隆起、打音異常、鋼棒貫入異常、樹体の揺らぎについて把握する。（表1）



（「国総研資料第669号」より引用）

写真2 診断の道具

表1 簡易診断の指標

樹高・幹周・枝張り・枝下高		不自然な傾斜		樹高／幹径		枝長／枝径	
樹木形状							
活力状況	樹勢	A (良い) 	B (普通) 	C (少し悪い) 	D (悪い) 	E (枯死) 	
	病虫害 (例)	アリ 	ハチ 	カミキリムシ 	アメリカシロヒトリ 	イラガ 	
欠陥	枯れ枝 			ぶら下がり枝 			
	空洞 	腐朽 		子実体 			
	打診音異常 	鋼棒貫入異常 	亀裂 	不完全結合 	幹の隆起 	樹体の揺らぎ 	

6 簡易診断の評価

簡易診断により、樹木形状や活力の異常、樹体の構造的な欠陥を把握し、その結果から、樹木健全度調査や植栽環境調査の必要性、緊急的な改善的処置の必要性を評価する。

簡易診断の結果、異常や欠陥が認められなかった場合には、通常実施している剪定等の日常管理を継続して行う。

表2に評価基準と対応を示す。

表2 簡易診断結果の評価基準と対応

診断項目		危険となる評価基準	必要となる処置	必要となる調査
樹木形状	枝下高	歩道：2.5m以下 車道：4.5m以下	剪定	
	不自然な傾斜	有（危険）	剪定あるいは伐採（更新）	
	樹高／幹径	50以上	剪定あるいは伐採（更新）	
	枝長／枝径	40以上	剪定	
活力状況	樹勢	E（枯死） C（少し悪い）、D（悪い）	伐採（更新） 樹勢回復	
	病害	テングス病等	伝染性の病害である場合には対策	
	虫害	ハチ、イラガ、アメリカシロヒトリ、シロアリ等	道路通行者への影響、樹木生育への大きな影響、周辺住居への大きな影響を及ぼす害虫が発生した場合は駆除	
欠陥	枯れ枝	有	剪定	・ 樹木健全度調査 ・ 植栽環境調査
	ぶら下がり枝	有	剪定・除去	
	空洞	有		
	腐朽	有		
	子実体	有		
	打診音異常	有		
	鋼棒貫入異常	有		
	亀裂	有		
	不完全結合	有		
	隆起	有		
	樹体の揺らぎ	有		

7 ナンバリング

初回の簡易診断を実施する際、個々の街路樹に対して樹木番号を設定し、ナンバープレートを設置する。

樹木番号は、次のとおり設定することを標準とする。

【樹木番号の設定】

00-R0000

①② ③

①箇所番号 別紙内訳表のとおり

②位置 R：起点より終点に向かって右側

L：起点より終点に向かって左側

③通し番号

8 カルテの作成

簡易診断を実施した結果は、街路樹 1 本ごとに簡易診断カルテ（表 3）としてとりまとめるとともに、すべての街路樹の簡易診断結果を一覧表（表 4）として集計し、保管する。

表3 簡易診断カルテ様式

簡 易 診 断 カ ル テ						
診断年月日：			診断者：			
基本情報	路線名				全景写真	
	樹木番号					
	樹種名					
	場所					
樹木形状	樹高					
	幹周（幹径）					
	枝張り					
	枝下高					
	不自然な傾斜	無	有（安全・危険）			
	樹高／幹径					
	枝長／枝径					
活力状況	樹勢	A ・ B ・ C ・ D ・ E				
	病害虫	無	有	病名・虫名		
欠陥	枯れ枝	無	有（部位： ）		数・枝径	
	ぶら下がり枝	無	有（部位： ）		数・枝径	
	空洞	無	有（部位： ）		大きさ	
	腐朽	無	有（部位： ）		大きさ	
	子実体	無	有（部位： ）		種類	
	打診音異常	無	有（部位： ）		大きさ	
	鋼棒貫入異常	無	有（部位： ）		貫入深	
	亀裂	無	有（部位： ）		大きさ	
	不完全結合	無	有（部位： ）		状態	
	隆起	無	有（部位： ）		大きさ	
	樹体の揺らぎ	無	有		大きさ	
	特記事項					
写真 スケッチ						
簡易診断の評価結果						
樹木健全度調査等の 必要性	必要	不要	理由			
緊急的な改善的処置の 必要性	必要	不要	理由			

表 4 簡易診斷結果一覽

[illegible]

9 成果品の作成

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 街路樹簡易診断カルテ（表・裏） | 2部 |
| (3) 簡易診断結果一覧表 | 2部 |
| (4) 樹木の位置図 | 2部 |
| (5) 上記（1）から（4）の電子データ（CD-R等） | 1部 |
| ※（4）はCADデータ及びPDFデータ | |

10 打合せ・協議

業務着手時、発注者又は受注者が必要と認めた時等に打合せを2回程度行う。

1.1 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日

1 2 支払い方法

料金の支払いについては、業務完了後一括して契約金額の支払いをするものとする。

13 その他

- (1) 街路樹の幹周・樹高については、現地を確認の上積算を行うこと。
- (2) 業務遂行上、故意または過失により、第三者に損害を与えた場合には、発注者の責務に帰する場合を除いて、受注者はその賠償責任を負うものとする。
- (3) 診断の際、危険枝等の撤去等が必要と判断された樹木があった場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- (4) 本仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じたときは、発注者と協議の上決定し、誠実に履行すること。

別紙 令和8年度 街路樹簡易診断業務委託 委託内訳表

箇所番号	路線名	区域所在	高木樹種	管理対象本数
01	JR逗子駅前広場	逗子1丁目 (JR逗子駅前広場)	ケヤキ クロガネモチ キンモクセイ	2 18 3
02	久木149号他4路線	久木8丁目 (久木ハイランド)	サクラ(ジンダイアケボノ) サクラ(ソメイヨシノ)	460
03	久木17号	久木2丁目 (久木川上流)	サクラ	12
04	久木8号	久木ハイランド～久木中学校通り	ケヤキ	1
05	久木48号	小坪3丁目 (西小路小坪線)		
06	小坪201号	小坪2丁目 (小坪ポケットパーク、斜面)	アメリカハナミズキ	0
07	小坪231号	小坪6丁目 (コスモミロス進入路)		12
08	池子1号	池子1丁目 (第一運動公園・南側)	サクラ	55
09	桜山75号	池子1丁目 (第一運動公園・東側)	サクラ	42
10	桜山115号	桜山5丁目 (逗子病院～逗葉高校)	サクラ	134
11	沼間137号他1路線	沼間5丁目 (グリーンヒル)	トウカエデ	385
12	沼間179号他1路線	沼間3丁目 (アーデンヒル)	ケヤキ クスノキ その他	153 79 108
13	逗子64号	逗子5丁目 (仲町橋右岸側)	サクラ	24
14	桜山310号	桜山5丁目 (コンフォートガーデン)	クロガネモチ他	105
15	桜山165号	桜山6丁目 (桜山165号)	サクラ	3
	全本数			1,596
	診断本数			822

※黄色着色箇所を診断する。

その他箇所については、来年度以降診断実施予定。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らがを行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

逗子市全体位置図

